

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十三号

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年福島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 公園計画（第一条）
- 第一章の二 公園事業（第一条の二―第十一條の四）
- 第二章 保護及び利用（第十二條―第十九條の二）
- 第三章 生態系維持回復事業（第十九條の三―第十九條の七）
- 第三章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第十九條の八―第十九條の十二）
- 第四章 風景地保護協定及び公園管理団体（第十九條の十三―第十九條の十七）
- 第五章 雑則（第二十條―第二十二條）
- 附則
- 第一条第六号中「給油施設」の下に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加え、同条を第一条の二とし、「第一章 公園事業」を削り、目次の次に次の一章を加える。

第一章 公園計画

第一条 福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。）第八条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。

一 条例第八条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第十五条の二第一項又は第三十九条の二第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村

二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第一条の次に次の章名を付する。

第一章の二 公園事業

第一条の二の次に次の一条を加える。

（公園事業の決定等の提案に係る添付書類）

第一条の三 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。

一 次に掲げる事項を記載した書面

ア 条例第九条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町村

イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ウ 提案の理由

二 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第三条第二項各号列記以外の部分中「第十号」を「第十一号」に、「及び第十一号に掲げる書類を除く」を「第十一号及び第十二号に掲げる書類を除く」ともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合に於ては、当該施設の規模及び構造に於て、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」に改め、同項第三号及び第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号中「以上」を「程度」に、「構造図」を「及び」に改め、「及び給排水計画図」を削り、同項第七号中「並びに支出の総額及びその内訳」を「及び支出の総額及び内訳」に改め、同項第八号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合に於ては、事業資金」に改め、同項第十二号を

第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号中「以上」を「程度」に改め、同号を同項第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第一条の二三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第三条に次の一項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十条第二項の同意又は同条第三項の認可に關し必要があると認めるときは、当該同意又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第四条各号を次のように改める。

一 条例第十条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（ただし、第五号に掲げる事項の変更にあつては、第一条の二三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（ただし、第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第五条に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第十条第六項の同意又は認可に關し必要があると認めるときは、当該同意又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第七条の見出し中「承継の」の下に「協議又は」を加え、同条第一項各号列記以外の部分中「規定による」を削り、同項各号を次のように改める。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 公園施設の管理又は経営の方法

四 公園事業を譲渡しようとする年月日

五 公園施設を譲渡しようとする理由

第七条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第三条第二項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することが

できることを証する書類

五 第一条の二三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

3 条例第十二条第二項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類の

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十條 条例第十五条の二第四項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 協議会（条例第十五条の二第一項に規定する利用拠点整備協議会をいう。第十一條の二及び第十一條の四において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

二 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第十五条の二第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（県立自然公園における利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第十一條 条例第十五条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 条例第十条第二項の同意又は同条第三項の認可を要する条例第十五条の三第二項第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に

関する書類）

係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、国又は市町村が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）

ア 第三条第二項第一号から第四号まで、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

四 条例第十条第六項の同意又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 条例第二十一条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十三条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第三十一条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善計画事業に関する第十三条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十五条の三第四項の規定による認定に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が条例第十五条の三第四項各号に適合することを確認するため必要な書類の提出を求めることができる。

第十一条の次に次の三条を加える。

（県立自然公園における利用拠点整備改善計画の記載事項）

第十一条の二 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第十五条の三第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善計画の名称

二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

四 条例第二十一条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十三条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

五 条例第三十一条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る種類の種類、場所及び施行方法

六 その他参考となるべき事項

（県立自然公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第十一条の三 条例第十五条の三第六項（条例第十五条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（県立自然公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第十一条の四 条例第十五条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の

氏名の変更

二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 第四条各号に掲げる変更

五 計画期間の変更

六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第十五条の三第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第十三条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、行為の規模が大きい場合、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第十三条第二項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第二十一条第三項の許可に關し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十三条の二中「別表」を「別表第一」に改める。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第十三条の四 条例第二十一条第三項第十八号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第十五条各号列記以外の部分中「第四号」を「第五号」に、「次に」を「別表第二」に改め、同条各号を削る。

第十五条の三各号列記以外の部分中「第六号」を「第八号」に、「次に」を「別表第三」に改め、同条各号を削る。

第十五条の四第一号中「人数」の下に「又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を含む。）の隻数」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同条第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。

第十五条の五第二項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第十八条中「第四号」を「第五号」に、「次に」を「別表第四」に改め、同条各号を削る。

第十九条の九を第十九条の十五とし、同条の次に次の二条を加える。

（公園管理団体となることができる法人）

第十九条の十六 条例第四十六条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林

組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する森林組合とする。
（公園管理団体の指定基準）

第十九条の十七 条例第四十六条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第四十七条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他条例第四十七条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 四 条例第四十七条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を公正かつ的確に行うことができるものであること。

五 会社又は森林組合にあつては、公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第十九条の八を第十九条の十四とし、第十九条の七を第十九条の十三とし、「第四章 風景地保護協定」を「第四章 風景地保護協定及び公園管理団体」に改め、第十九条の六を第十九条の七とし、同条の次に次の章名及び五条を加える。

第三章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（協議会の公表）

第十九条の八 第十条の規定は、条例第三十九条の二第三項で準用する条例第十五条の三第六項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条第一項第一号中「第十五条の二第一項に規定する利用拠点整備改善協議会をいう。第十一条の二及び第十一条の四」とあるのは「第三十九条の二第一項に規定する自然体験活動促進協議会をいう。第十九条の十三及び第十九条の十五」と、第十条第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「県立自然公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第十九条の九 条例第三十九条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
- 二 条例第二十一条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十三条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第三十一条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十三条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第三十九条の三第三項の規定による認定に必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が条例第三十九条の三第三項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第十九条の十 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第三十九条の三第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進計画の名称
- 二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- 四 条例第二十一条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十三条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項
- 五 条例第三十一条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- 七 その他参考となるべき事項

（認定を受けた自然体験活動促進計画の公表）

第十九条の十一 条例第三十九条の三第五項（条例第三十九条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第十九条の十二 条例第三十九条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更

三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 計画期間の変更

五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第三十九条の三第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の三から第十九条の五までを一条ずつ繰り下げ、第二章第十九条の次に次の一条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第十九条の二 条例第三十五条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものと

する。

一 野生動物(条例第三十五条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

別表の八の表を削り、同表中九の表を八の表とし、十の表を九の表とし、十一の表を十の表とし、同表を別表第一とし、同表の次に次の三表を加える。

別表第二(第十五条関係)

- 一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 門、生け垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)
- 五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 条例第二十一条第三項の許可を受けた行為又はこの表の各号に掲げる行為を行うために必要な工事前の仮工作物(宿舎を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。
- 七 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 八 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水道を改築し、又は増築すること。
- 九 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家

を含む。)を改築し、又は増築すること。

- 十 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)(又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。))をいう。以下この号において同じ。))の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 十一 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)
- 十二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第一百五十一条の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十三 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 十四 宅地又は道路に送水管、ガスパ管、電線等を埋設すること。
- 十五 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。
- 十六 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号)第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 十七 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。
- 十八 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
- 十九 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二条第四号に規定する無線設備(以下「無線設備」という。)(の改築又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの)に限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるもの)に限る。)
- 二十 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。))を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築し、若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)
- 二十一 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)
- 二十二 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築し、又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)
- 二十三 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及び引込

みに要する設備を設置すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐために、カメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

二十六 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

二十七 県が自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

二十八 宅地の木竹を伐採すること。

二十九 自家用のために木竹（条例第九条第四項第十号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

三十 生業の維持のために必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

三十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

三十二 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

三十三 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

三十四 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

三十五 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を伐採すること。

三十六 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

三十七 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。

三十八 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

三十九 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

四十 宅地の木竹を損傷すること（条例第二十一条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この表において同じ。）。

四十一 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）を損傷すること。

四十二 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

四十三 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

四十四 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

四十五 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

四十六 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

四十七 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

四十八 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

四十九 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

五十 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

五十一 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

五十二 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

五十三 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

五十四 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

五十五 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

五十六 宅地内の土石を採取すること。

五十七 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を堀採し、又は土石を採取すること。

五十八 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。

五十九 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六十 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六十一 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

六十二 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

六十三 漁船から汚水又は廃水を排出すること。

- 六十四 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 六十五 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 六十六 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 六十七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- 六十八 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）すること。
- 六十九 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 七十 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 七十一 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これらに類するものを工作物等に表示すること。
- 七十二 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 七十三 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等これらを表示すること。
- 七十四 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 七十五 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 七十六 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等これらを表示すること。
- 七十七 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- 七十八 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの。
- 七十九 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林

- 内に集積し、又は貯蔵すること。
- 八十 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- 八十一 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八十二 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八十三 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八十四 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八十六 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八十七 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。
- 八十八 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。
- 八十九 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。
- 九十 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。
- 九十一 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。第九十八号において同じ。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。
- 九十二 農業を営むために条例第二十一条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。
- 九十三 森林の整備及び保全を図るために条例第二十一条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 九十四 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第二十一条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この表において同じ。）。
- 九十五 宅地内に木竹を植栽すること。
- 九十六 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。
- 九十七 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を

採取し、若しくは損傷すること。

九十八 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

九十九 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

百 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと（条例第二十一条第三項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この表において同じ。）。

百一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

百二 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

百三 家畜を係留放牧すること（条例第二十一条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

百四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

百五 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

百六 農業を営むために立ち入ること。

百七 森林の保護管理のために立ち入ること。

百八 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

百九 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項又は第三項

に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

百十 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第八十一条に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

百十一 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

百十二 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

百十三 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査又は同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

百十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

百十五 文化財保護法第九十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

百十六 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

百十七 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

百十八 条例第二十一条第三項第十六号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

百十九 条例第二十一条第三項第十六号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又は各号に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

百二十 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

百二十一 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

百二十二 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十三 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。

百二十四 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十五 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十六 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十七 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百二十九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十一 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

百三十二 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

百三十三 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

百三十四 公園管理団体が行う条例第四十七条に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

百三十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、

条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百三十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百三十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百三十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百四十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百四十一 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、铁塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 当該行為に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

百四十二 前各号に掲げる行為に附帯する行為

別表第三(第十五条の三関係)

一 別表第二第一号、第四号から第七号まで、第九号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第十号、第十一号、第十四号、第十六号、第二十七号、第三十三号、第三十四号、第三十五号、第四十五号、第四十九号、第五十七号、第七十二号、第七十五号、第九十四号、第九十七号、第九十八号、第二百二十二号、第三百一十一号又は第三百四十四号から第三百四十七号までに掲げる行為(同表第一号、第四号、第五号、第五十七号及び第九十七号に掲げる行為にあつては、農林漁業を営むために行うものに限る。)

二 農業を営むために通常行われる行為

三 森林の保護管理のために行われる行為

- 四 林道の整備に当たつて必要な事前調査を行うこと。
- 五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれら指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査を行うこと。
- 六 漁業を営むために通常行われる行為
- 七 漁業取締りの業務を行うこと。
- 八 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）を行うこと。
- 九 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視を行うこと。
- 十 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。
- 十一 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- 十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- 十三 航路標識の維持管理その他の船舶の交通安全を確保するための行為
- 十四 鉱業権を有する者が行う別表第二第五十七号又は第五十八号に掲げる行為
- 十五 文化財保護法第九十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。
- 十六 測量法第三条の規定による測量を行うこと。
- 十七 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為
- 十八 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為
- 十九 利用調整地区以外の区域において、この表に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。
- 二十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
- 二十一 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為
- 二十二 県若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。

二十三 前各号に掲げる行為に附帯する行為
別表第四（第十八条関係）

- 一 別表第二第一号から第二十七号まで、第五十七号から第七十六号まで、第四百号、第五百号又は第三百三十四号から第四百十号までに掲げる行為
- 二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のもの新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。
- 四 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 五 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良に関する事業（同項第四号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。
- 六 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 七 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 八 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの。
- 九 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 十 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- 十一 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
- 十二 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- 十三 養浜のために土地の形状を変更すること。
- 十四 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの。
- 十五 魚礁の設置その他の漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- 十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。）。
- ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
エ 当該行為に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

十七 前各に掲げる行為に附帯する行為

十八 第十七条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

別記様式中「第16条第1項」を「第16条第1項及び第2項」に、「及び第52条第1項」を「並びに第52条第1項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の福島県自然公園条例施行規則別記様式による証明書は、この規則による改正後の別記様式により発行された証明書とみなす。

（自然保護課）